

カード型障害者手帳発行用プリンタ等  
賃貸借に係る入札説明書

令和7年10月

大分県福祉保健部障害福祉課

## カード型障害者手帳発行用プリンタ等賃貸借に係る入札説明書

カード型障害者手帳発行用プリンタ等賃貸借に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日

令和7年10月3日（金）

### 2 競争入札に付する事項

#### (1) 調達をする物品等の種類

カード型障害者手帳発行用プリンタ等一式

詳細は仕様書のとおり

#### (2) 契約期間

令和8年1月1日～令和12年12月31日までとする。

#### (3) 納入期限及び納入場所

令和7年12月25日（木）までに本県が指定する場所へ納入し、令和8年1月1日より利用可能な状態とすること。

#### (4) 入札方法

本件入札は一般競争入札により行う。

### 3 担当部局

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部障害福祉課管理・計画班（県庁舎別館1階）

電話番号 097-506-2723

メールアドレス a12500@pref.oita.lg.jp

### 4 契約条項を示す日時及び場所

大分県ホームページ及び大分県共同利用型等電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）上に、令和7年10月3日（金）から令和7年10月29日（水）まで入札説明書及び仕様書等を掲載することにより契約条項を示す。

### 5 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型等電子入札システムで行い、紙による入札書等の提出は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

## 6 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この賃貸借契約については、以下に掲げる要件を満たしているものに限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。
- (3) セキュリティポリシーを定めて従業員へ遵守させていること。
- (4) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (5) 上記（4）の入札参加申請の添付資料として、納入しようとする物件の機能等証明書を令和7年10月24日（金）17時までに提出し、審査・承認を受けた者であること。
- (6) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第 154 号）又は民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する支障がないと認められた者は、この限りでない。
- (8) 公示の日以降開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7 電子入札システム及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 8 電子入札システムによる入札金額の入力期間

入札に参加する者は、事前に電子入札システムにおける IC カード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了している者に限る。

- (1) 入札参加申込期限  
令和7年10月24日（金）17時
- (2) 入札金額の入力期間  
自：令和7年10月27日（月）10時  
至：令和7年10月29日（木）17時
- (3) 入札金額の入力等には、ICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録の完了を要する。
- (4) この入札については、大分県電子入札運用基準（物品・役務）及び大分県共同利用型電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に電子入札システムについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 入札金額は、消費税及び地方消費税額を除いた月額を入力すること。
- (6) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満の端数があるときは切捨て）をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

## 9 開札

日時：令和7年10月30日（木）10時

## 10 再入札

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

## 11 大分県契約事務規則の適用

入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年3月31日大分県規則第22号）の規定を適用する。

## 12 入札保証金

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。

### 1.3 契約保証金

見積金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 1.4 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

### 1.5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再入札は2回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行する又は手続きを改めることとする。

### 1.6 契約内容・仕様に関する問合せ先及び質問票の提出先

質問票（様式1）により、上記3に掲げる担当部局あてに、持参、郵送（書留郵便等配達記録の残る方法に限る。）、FAX、電子メールのいずれかで行うこと。

ただし、FAXまたは電子メールの場合は、必ず電話により着信を確認すること。

なお、最終の質問締切は令和7年10月17日（金）とし、回答は令和7年10月22日（水）までに質問者を伏せたうえで、随時、大分県ホームページに掲載するものとする。

質問の提出遅延による機能等証明書等の提出期限の延期は一切行わないものとする。

### 1.7 その他

#### (1) 関係法令等

本件入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則など関係法令の定めによる。

#### (2) 長期継続契約

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。